
第3回

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

守山市実行委員会

議案書等資料

日時：令和6年11月25日（月）午後3時から午後5まで
場所：守山市役所 2階 防災会議室

【次第】

1 開会

2 会長挨拶

3 報告事項

(1) 報告第1号

わたSHIGA輝く国スポ守山市競技別リハーサル大会開催報告

(2) 報告第2号

SAGA2024 国スポ・全障スポ大会視察結果報告

(3) 報告第3号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会各種要項の策定報告

4 閉会

【目次】

委員名簿	1
委員の変更	2
報告第1号 わた SHIGA 輝く国スポ守山市競技別リハーサル大会開催報告	3
報告第2号 SAGA2024 国スポ・全障スポ大会視察結果報告	5
報告第3号 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会各種要項の策定報告	7

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

	分野	団体名	役職	氏名	役員
1	市内各種団体	守山市スポーツ協会	会長	森 貴尉	副会長
2		守山市スポーツ推進委員会	委員長	北脇 辰郎	
3		守山市障害者スポーツ協会	会長	西村 秀樹	
4		公益財団法人 守山市文化体育振興事業団	理事長	田井 繁好	
5		守山市自治連合会	副会長	中川 郁男	監事
6	競技団体	滋賀県バレーボール協会	理事長	猪飼 敏之	
7		滋賀県軟式野球連盟	副会長	谷 和彦	
8		滋賀県ソフトボール協会	守山支部理事長	那良 明	
9		公益社団法人 滋賀県サッカー協会	会長	前田 康一	
10		滋賀県エアロビック連盟	会長	井上 武弥	
11		滋賀県ゴールボール協会	副会長	赤渕 義誉	
12		一般社団法人日本生涯還暦野球協会滋賀支部 滋賀県還暦野球連盟	副会長	牧上 龍司郎	
13	市内経済・産業関係	守山商工会議所	会頭	大崎 裕士	
14		守山市観光物産協会	副会長	水野 茂樹	
15		株式会社みらいもりやま21	代表取締役社長	鵜飼 重樹	監事
16		レーク滋賀農業協同組合	守山野洲地区統括本部 次長	北村 祐士	
17	市議会	守山市議会	議長	渡邊 邦男	
18	行政	守山市	市長	森中 高史	会長
19			副市長	福井 靖	
20			教育長	辻本 長一	
21			総合政策部長	木村 勝之	

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会委員の変更

わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会則第8条第3項に基づき、令和6年5月19日から令和6年11月25日までの間におけるわたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会の委員の変更について、次のとおり報告します。

(順不同・敬称略)

分野	団体名	新任者		前任者	
市議会	守山市議会	議長	渡邊 邦男	議長	西村 弘樹

わた SHIGA 輝く国スポ守山市競技別リハーサル大会開催報告

令和7年度の本大会に向けた競技会運営の予行演習を目的として、各競技のリハーサル大会を開催し、令和7年度の円滑な大会運営にあたり、課題等を抽出しました。

1 開催日程・場所

競技	大会名	大会期間等
ソフトボール	第76回全日本総合女子ソフトボール選手権大会	大会期間：R6.9/14～9/16(3日間) 守山市運営：9/14～9/16 運営場所：守山市民球場
	延べ来場者数：2,939名【内訳】9/13:1,017名、9/14:799名、9/15:1,123名	
バレーボール	令和6年度天皇杯・皇后杯全日本バレーボール選手権大会近畿ブロックラウンド	大会期間：R6.9/28～9/29(2日間) 守山市運営：9/28 運営場所：守山市民体育館
	延べ来場者数：1,547名	
サッカー	第60回全国社会人サッカー選手権大会	大会期間：R6.10/19～10/23(5日間) 守山市運営：10/19～10/21 運営場所：ビッグレイク(10/19～10/21) ※水口スポーツの森陸上競技利用あり(10/20)
	延べ来場者数：1,324名【内訳】10/19:637名、10/20:409名、10/21:278名	
	水口スポーツの森会場 延べ来場者数：501名	
軟式野球	第28回西日本軟式野球選手権大会	大会期間：R6.11/2～11/4(3日間) 守山市運営：11/3～11/4 ※11/2雨天により延期 運営場所：守山市民球場
	延べ来場者数：1,396名【内訳】11/3:998名、11/4:398名	

2 課題

最初の開催競技であるソフトボールにおいては、課題が多く出てきましたが、各リハーサル大会を通して、改善を図り、軟式野球においては、大きな問題が発生せずに大会運営をすることができました。

【共通課題】競技にかかわらず、共通する課題は以下のとおりです。

(1) 競技団体との連携

競技団体と連携して大会運営をする中で、情報共有等がスムーズにできていない場面があったため、本大会に向けて事前調整を十分に行うとともに、連携体制をより一層強化していきます。

(2) 市民運動公園における駐車場問題

各駐車場(第1～第5駐車場)案内がわかりにくいとの指摘がありました。また満車時において、当該駐車場の前まで行かなければ、駐車状況がわからないため、看板等を計画的に設置します。

(3) 運営従事者の体調管理

ソフトボールについては、9月中旬の開催でしたが、想定外の猛暑で急遽、管理棟内に空調が使用できる運営スタッフ用の休憩所を設け、飲料も多く配布しましたが、駐車場等の過酷な業務従事者の中には、体調を崩す者もいたため、気温等を考慮し、従事環境を整えます。

(4) 大会事前周知

大会期間中は施設の日常利用者にとって、一定の制限がかかるため、広報・HP等の周知だけではなく、競技会場および周辺に看板等を早期に設置し、駐車場利用やADエリア規制等の制限がかかることを事前に理解していただくようにします。

【競技別課題】各競技運営特有の課題は以下のとおりとなります。

(1) バレーボール

ア 動線計画

体育館の中で選手動線と観客動線を分けるため、関係者用出入口と一般用出入口に分けましたが、観戦者の多くが関係者出入口に来られました。また、関係者出入口は狭く、通路上に関係者受付を設置しており、選手が移動しにくい状況でした。

そのため、観戦者が関係者受付に行くことがないように誘導看板等を計画的に配置するとともに、各種レイアウトも選手動線等に配慮した配置を検討します。

イ 女子トイレ不足

選手控室（多目的アリーナ）前の女子トイレが非常に混雑していたので、選手控室前以外のトイレ位置の周知を十分に図るとともに、簡易トイレ設置（選手控室）や男子トイレの女子トイレとしての利用等を検討し、混雑しないよう環境を改善します。

(2) サッカー

競技会場周辺に一般用駐車場を設けず、笠原グラウンドを臨時駐車場とし、笠原・ビッグレイク間のシャトルバスを運行し、パーク＆ライドによる輸送を行いました。

チラシ、HP・インスタグラム等により一般用駐車場がないことを事前周知していましたが、一般車両が競技会場まで来て、笠原桜公園に戻るケースが多くありましたので、周辺道路および会場に至るルートに看板等を設置し、周知を強化します。

3 リハーサル大会と本大会の相違点

本大会において、下記の事項についての調整・対応等が必要となります。

- (1) 平日開催が多い
- (2) ソフトボールおよびバレーボールの同時開催
- (3) サッカー（ビッグレイク会場）コート3面使用
- (4) 大会式典、輸送交通および宿泊に係る調整
- (5) 行幸啓・お成り対応

SAGA2024 国スポ・全障スポ大会視察結果報告

令和7年度の本大会の円滑な大会運営の参考にするため、本年度の開催市である佐賀県を視察しました。

1 視察先・日程

視察項目	視察先	視察日程（競技日程）	視察内容
サッカー 少年男子	鳥栖市、佐賀市	R6. 9/21～9/25(5日間)	・ 競技運営 ・ 競技会場設営 ・ 実施本部体制 ・ おもてなし会場 等
バレーボール 少年女子	鳥栖市、吉野ヶ里町	R6. 10/5～10/9(5日間) ※代表者会議の日も含む	
軟式野球 成年男子	伊万里市、鹿島市、 武雄市、唐津市	R6. 10/10～10/14(5日間) ※監督会議の日も含む	
ソフトボール 少年女子	太良町	R6. 10/11～10/14(4日間) ※監督会議の日も含む	
エアロビック 公開競技	武雄市	R6. 8/24～8/25(2日間)	
競技外取組	唐津市、鳥栖市 等	R6. 10/5～10/8(4日間)	・ 輸送交通 ・ おもてなし会場 ・ 会場装飾 等
サッカー (知)	鳥栖市	R6. 10/25～10/28(4日間)	・ 競技運営 ・ 競技会場設営 ・ 実施本部体制 ・ お成り

2 視察内容を踏まえた改善等

(1) 輸送交通⇒国スポリハーサル大会（サッカー競技）において改善

パーク&ライドでの輸送について、定時運行ではなく、観客が埋まり次第運行させている市もあり、国スポリハーサル大会（サッカー）において、定時便と状況に応じて運行させる随時運行便のハイブリッド方式で運行することで、来場者の待ち時間短縮を図りました。

(2) 周辺駐車場の確保

佐賀県の開会式においては、周辺民間施設等を関係者用駐車場として確保し、関係者しかわからないような看板で案内をしていました。また、周辺施設に迷惑がかからないよう看板の設置もしていました。

本市においても、周辺民間施設等に対して、関係者駐車場として利用させていただけるよう依頼・調整をすることで、競技会場内に少しでも多くの一般用駐車場を確保したいと考えています。

(3) 会場装飾

会場装飾として、学生等が作成したものを多く掲出していました。競技会場内においては、企業名等の表示が厳しく制限され、協賛物品等の掲出は難しいため、学校に協力をいただく中で、会場装飾を充実させていきます。

(4) 競技会場外での競技視聴

競技会場外の休憩所にモニターを設置し、競技観戦ができるようにしていました。バレーボールは応援団の人数が多いため、組み合わせ次第では市民体育館では入りきれない可能性もあるため、試合観戦ができるようモニターの設置を検討します。

3 事業概要説明会について

12月下旬頃に先催市による事業概要説明会が開催されるため、当該説明会において、大会運営等に係る詳細な説明を聞き、本大会開催にあたり、細部の改善を図ります。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会の各種要項策定報告

第 2 回わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会において、事務局一任された下記要項について、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会則第 10 条に基づき、専決処分により策定しましたので、報告させていただきます。

記

- 1 専決第 5 号 輸送交通業務実施要項
- 2 専決第 6 号 弁当調達要項
- 3 専決第 7 号 保険加入要項
- 4 専決第 8 号 警備・消防防災業務実施要項
- 5 専決第 9 号 食品衛生対策要項
- 6 専決第 10 号 遺失物・拾得物取扱要項
- 7 専決第 11 号 環境衛生対策要項
- 8 専決第 12 号 支給物品等配布要項
- 9 専決第 13 号 案内所・休憩所設置要項

以上

令和6年 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 専決番号簿

番号	件名	専決年月日	施行年月日	備考
1	令和6年度暫定収支予算	R6.4.1	R6.4.1	
2	わたSHIGA輝く国スポ守山市識別用品整備要項	R6.5.7	R6.5.7	
3	わたSHIGA輝く国スポ守山市医療救護対策要項	R6.5.10	R6.5.10	
4	わたSHIGA輝く国スポ守山市防疫対策要項	R6.5.10	R6.5.10	
5	わたSHIGA輝く国スポ守山市輸送交通業務実施要項	R6.9.6	R6.9.6	
6	わたSHIGA輝く国スポ守山市弁当調達要項	R6.9.6	R6.9.6	
7	わたSHIGA輝く国スポ守山市保険加入要項	R6.9.6	R6.9.6	
8	わたSHIGA輝く国スポ守山市警備・消防防災業務実施要項	R6.9.6	R6.9.6	
9	わたSHIGA輝く国スポ守山市食品衛生対策要項	R6.9.6	R6.9.6	
10	わたSHIGA輝く国スポ守山市遺失物・拾得物取扱要項	R6.9.6	R6.9.14	
11	わたSHIGA輝く国スポ守山市環境衛生対策要項	R6.9.6	R6.9.14	
12	わたSHIGA輝く国スポ守山市支給物品等配布要項	R6.9.6	R6.9.14	
13	わたSHIGA輝く国スポ守山市案内所・休憩所設置要項	R6.9.6	R6.9.14	
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

委任専決第5号

専決処分書

わたSHIGA輝く国スポ守山市輸送交通業務実施要項の制定について、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会則（令和5年）第10条第1項に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和6年9月6日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 会長 森 中 高 史



わた SHIGA 輝く国スポ守山市輸送交通業務実施要項を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 6 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 会長 森 中 高



わた SHIGA 輝く国スポ守山市輸送交通業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市輸送交通・警備・消防防災基本計画（令和 5 年 5 月 15 日制定）」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「国スポ」という。）における輸送交通業務について、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、所轄警察署および関係機関・関係団体（守山市で開催する競技の競技団体、施設の管理者、国スポ開催のために市実行委員会が委託した業務の受託者等およびその他市実行委員会が必要と認める者。以下同じ。）の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 基本的事項

業務の一般的な事項は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 輸送対象者は次に掲げるとおりとする。

- ア 選手、監督および出場チーム関係者
- イ 大会役員および来賓
- ウ 競技役員、競技会役員、競技会係員、競技補助員および競技会補助員
- エ 視察員および報道員
- オ 一般観覧者
- カ その他市実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送交通業務を行う期間は、原則として公式練習を含む各競技の国スポ期間中とする。ただし、特別な事情から必要と認められる場合は、別に期間を定めることとする。

(3) 輸送の範囲は次に掲げるとおりとする。

- ア 第 1 号に定める輸送対象者（一般観覧者を除く。）に対して行う国スポ競技会場、練習会場、指定集合地（輸送対象者が輸送車両に乗降するため、市実行委員会が指定する集合場所のこと。以下同じ。）、宿舎、その他国スポ関連諸行事の会場の相互間の輸送をいう。
- イ 第 1 号オに定める一般観覧者に対して行う国スポ競技会場、市実行委員会が

指定する乗降駅、臨時駐車場の相互間の輸送をいう。

4 車両の確保

輸送車両の確保については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 計画的な輸送のため、関係機関・関係団体の協力を得て、バス・タクシー等の必要台数を確保しなければならない。
- (2) 臨時バスの運行が必要と認められる場合には、関係機関・関係団体に対し、協力の要請を行うとともに、必要な対策を講じなければならない。
- (3) 国スポ期間中は、予備車を確保して緊急時に備えなければならない。

5 輸送業務

輸送業務の内容については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 各競技会にかかる輸送については、関係機関・関係団体の協力を得て、輸送対象者、発着場所および発着時刻等についての必要な事項は別に定める。
- (2) 輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・関係団体と協議の上、指定集合地を設定しなければならない。
- (3) 参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関・関係団体と協議の上、輸送経路を設定しなければならない。
- (4) 宿舍および国スポ競技会場等への円滑な誘導案内のため、必要に応じて駅等に案内所を設置しなければならない。
- (5) 一般観覧者の輸送が必要と認められる場合は、関係機関・関係団体の協力を得て、適切な対策を講じなければならない。

6 交通対策

国スポ競技会場周辺および輸送時の交通対策の内容については、次に掲げるとおりとする。

(1) 駐車場対策

ア 駐車場については、道路交通事情および国スポ参加者（第3項第1号に定める輸送対象者に同じ。）の車両台数を勘案し、国スポ競技会場および練習会場等の周辺に、必要に応じて臨時駐車場を確保しなければならない。

イ 駐車場に係員等を配置し、車両の適切な誘導を行い、場内での事故防止に努めなければならない。

ウ 交通混雑防止と駐車場等への適切な車両誘導および駐車場の円滑な管理運営を図るため、必要に応じて駐車許可証を交付しなければならない。

(2) 交通安全対策

ア 各競技の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制を実施しなければならない。

イ 国スポ参加者が確実に目的地に到達できるように、関係機関・関係団体と協議の上、必要に応じて国スポ競技会場周辺の主要な場所に仮設の案内標識を設置

しなければならない。

ウ 国スポ競技会場周辺等における通行の安全および交通混雑の緩和のため、必要な場所に係員等を配置し、交通の整理誘導を実施しなければならない。

7 その他

その他の事項については、次に掲げるとおりとする。

- (1) この要項に定めるもののほか、輸送交通業務に関して必要な事項は、関係機関・関係団体と協議の上、別に定める。
- (2) 軟式野球競技については、東近江市、甲賀市、草津市、日野町、近江八幡市との共催のため、同競技会における輸送交通業務については、共催自治体と別途協議の上、必要に応じて別に定める。
- (3) 甲賀市会場において開催するサッカー競技における輸送交通業務については、甲賀市と別途協議の上、必要に応じて別に定める。
- (4) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和6年9月6日から施行する。

委任専決第 6 号

専決処分書

わた SHIGA 輝く国スポ守山市弁当調達要項の制定について、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会則（令和 5 年）第 10 条第 1 項に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 9 月 6 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 会長 森 中 高 史



わた SHIGA 輝く国スポ守山市弁当調達要項を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 6 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 会長 森 中 高 史



わた SHIGA 輝く国スポ守山市弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「国スポ」という。）に参加する選手、監督、大会役員、視察員、報道員その他の関係者に斡旋し、または支給する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、関係機関・関係団体（守山市で開催する競技の競技団体、施設の管理者、国スポ開催のために市実行委員会が委託した業務の受託者等およびその他市実行委員会が必要と認める者。以下同じ。）の協力を得て、国スポ参加者等の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達は、市実行委員会があらかじめ必要数を把握した上で、調達数、調達先、配送時間等に関し、必要な事項を開催日ごとに定める。

4 弁当の種類および対象者

弁当の種類および対象者は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 斡旋弁当

選手、監督、視察員および報道員（以下「選手等」という。）のうち、弁当を希望する者を対象に斡旋する弁当をいう。

(2) 支給弁当

公益財団法人日本スポーツ協会が定めた国民体育大会開催基準要項に定める大会役員および競技会役員、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定めた第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針に定める競技役員、競技補助員、競技会役員および競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象に支給する弁当をいう。

5 調達期間

選手等については国スポ開催期間（公式練習日を含む。）、役員等については国スポ業務に従事する期間のうち、市実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

県実行委員会が定めたわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ弁当調達要項に準ずる。

- 7 弁当調製施設（弁当の提供を希望する事業者等をいう。以下同じ。）の指定
弁当調製施設の指定については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 弁当調製施設として指定を希望する者（以下「希望者」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ守山市弁当調製施設申込書（別記様式第 1 号）を市実行委員会に提出するものとする。
- (2) 市実行委員会は、前号の規定により提出された申請を別表に定める基準に基づき、審査を行い指定する。
- (3) 市実行委員会は、前号の規定により弁当調製施設を指定するときは、わた SHIGA 輝く国スポ守山市弁当調製施設指定書（別記様式第 2 号）により、希望者に通知する。

- 8 弁当調製施設の指定の変更または取消

市実行委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、わた SHIGA 輝く国スポ守山市弁当調製施設指定変更・取消書（別記様式第 3 号）により指定を変更または取り消すことができる。

- (1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等の関係法令に基づく改善命令および指導に速やかに従わないとき。
- (2) 前号の規定に基づく許可の取り消し、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めて停止処分を受けたとき。
- (3) 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
- (4) 前項第 3 号により指定された者から変更または取消しの申し出があったとき。
- (5) その他、市実行委員会が不相当と認めたとき。

- 9 弁当の引換え

調達した弁当の引換えについては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市実行委員会は、第 4 項に定める幹旋または支給弁当の弁当引換所を競技会場ごとに設置する。
- (2) 市実行委員会は、前号の弁当引換所を設置するにあたり、衛生上の安全確保に配慮し、適正な運営を行わなければならない。

- 10 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和 6 年 9 月 6 日から施行する。

別表（第7項関係）

弁当調製施設選考基準

1 趣旨

この基準は、守山市で開催する国スポに参加する対象者に提供する弁当の調製施設の選考基準について、必要な事項を定める。

2 国スポに対しての理解と協力

国スポに理解があり、市実行委員会が実施する弁当調達業務に対して協力的であること。

3 選考に伴う申込

選考に希望する事業者は、第7項に定める申請書を作成の上、必要書類を添付し提出すること。

4 対象施設

- (1) 国税および市町村民税の滞納がないこと。
- (2) 製造所が食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (3) 守山市内に本社または製造所を有していること。ただし、市実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (4) 守山市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条の暴力団および暴力団員または密接関係者でないこと。

5 施設の衛生管理

- (1) 選考時点において過去3年間に食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) HACCPに沿った衛生管理に取り組む等、施設の管理運営および整備が食品衛生法に基づき適正に実施されていること。
- (3) 検査食として、原材料および調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (4) 検便は、食品に直接接触する作業に従事する者（容器包装に入れられた食品を取り扱う作業のみ従事する者を除く）に対し、国スポ開催前の1か月以内に以下の項目について実施すること（赤痢菌、サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌およびノロウイルス）。
- (5) 食品賠償保険等に参加していること。もしくは、国スポ開催期間中に加入できること。
- (6) 市実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

6 施設の調整能力

- (1) 国スポ開催時の提供可能数が、平日、土曜日、日曜日および祝日とも1回100食以上であること。

- (2) 開催前日の午後 6 時までの受注（あらかじめ発注した数量に対する変更等）に対し、当日の午前 11 時の納入が可能であること。
- (3) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める献立メニューおよび単価にて調整が可能であること。
- (4) 市実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (5) 市実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

7 施設の対応能力

- (1) 冷蔵庫など適切な温度管理（10℃以下）のできる車両等による衛生的な配達ができること。ただし、弁当調製施設の指定に係る必須項目ではないが、本事項が対応可能な施設を優先して選考する。
- (2) 付属品として、お茶、割り箸、爪楊枝、お手拭きおよび持ち運び用のビニール袋等の納入ができること。
- (3) 市実行委員会が指定する日時および場所に納入できること。また、同日の指定された時刻に容器等を回収できること。
- (4) 弁当の名称、消費期限（時刻まで）、原材料名（食品添加物アレルギー（特定原材料）、遺伝子組み換え等の表示を含む。）、保存方法、栄養成分、製造所所在地、製造者名、早期の喫食の喚起、持ち帰りを禁止する旨等の市実行委員会が指示する項目をラベルシール等で表示が可能であること。
- (5) 市実行委員会が指定する日時に弁当献立および写真の提供が可能であること。
- (6) 荒天等により大会が変更または中止になった場合、市実行委員会の指示に対応できること。
- (7) 市実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。
- (8) 通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包し弁当を納入できること。

委任専決第7号

専決処分書

わた SHIGA 輝く国スポ守山市保険加入要項の制定について、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会則（令和5年）第10条第1項に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和6年9月6日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 会長 森 中 高 史



わた SHIGA 輝く国スポ守山市保険加入要項を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 6 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 会長 森 中 高 史



わた SHIGA 輝く国スポ守山市保険加入要項

1 趣旨

この要項は、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「国スポ」という。）の開催準備業務および開催期間中（以下「国スポ期間中」という。）の円滑な運営を図るため、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定めるものとする。

2 保険内容

市実行委員会は、次の各号に掲げる事故に対応するために、必要に応じて損害賠償責任保険および傷害保険に加入しなければならない。

(1) 損害賠償責任事故

国スポ期間中に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められる場合の法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、次に掲げる損害の種類に分類されるものをいう。

ア 施設賠償事故

国スポ競技会場、練習会場、駐車場、案内所およびその他必要とされる場所（以下「競技会場等」という。）および競技会場等の内外に設置する看板や仮設物等、市実行委員会が所有または管理運営するものならびに国スポ運営上の過失から生じた事由により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与える事故

イ 医師等賠償事故

市実行委員会が管理運営する救護所等での医師または看護師等の医療行為および看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与える事故

ウ 生産物賠償事故

市実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与える事故

エ 受託者賠償事故

市実行委員会が借り受け、または預かった第三者の財物を破損、汚損もしくは紛失させる事故

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の事故に起因して第三者に損害を与える事故

(2) 傷害事故

公益財団法人日本スポーツ協会が定めた国民体育大会開催基準要項に定める大会役員および競技会役員、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定めた第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針（以下「編成基本方針」という。）に定める競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師および看護師等の大会従事者が、国スポ期間中に従事しているとき、または当該業務に従事するため自宅もしくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上および競技会場等の移動中において発生した偶然的事故、ならびに一般観覧者においては、市実行委員会が管理運営する競技会場等において発生した偶然的事故により、生命または身体に生じた事故をいう。

3 契約

市実行委員会は、前項に掲げる事故の内容に応じて、損害保険会社等と当該保険契約を締結する。

4 補償金額

補償金額は、加入保険に規定された範囲内により対応する。

5 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任事故

ア 故意による事故

イ 地震、台風等の天災による事故

ウ その他保険約款上に保険の対象外であると特に定めのあるもの

(2) 傷害事故

ア 被保険者の故意による事故

イ 地震、台風等の天災による事故

ウ 被保険者の疾病、心神喪失による事故

エ 被保険者の自殺、犯罪行為による事故

オ その他保険約款上に保険の対象外であると特に定めのあるもの

6 事故報告および保険の請求

(1) 編成基本方針に定める競技会係員は、国スポ期間中に事故が発生したときは、速やかに市実行委員会に事故報告書（別記様式）を提出しなければならない。

(2) 市実行委員会は、前号の報告を受理した場合は、速やかにその旨を損害保険会社に連絡し、保険請求に係る所定の手続きを行うものとする。

7 その他

(1) この要項に特に定めのない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款および特約条項の定めるところによる。

(2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和6年9月6日から施行する。

委任専決第8号

専決処分書

わたSHIGA輝く国スポ守山市警備・消防防災業務実施要項の制定について、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会則（令和5年）第10条第1項に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和6年9月6日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 会長 森 中 高 史



わた SHIGA 輝く国スポ守山市警備・消防防災業務実施要項を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 6 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 会長 森 中 高 史



わた SHIGA 輝く国スポ守山市警備・消防防災業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市輸送交通・警備・消防防災基本計画（令和 5 年 5 月 15 日制定）」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「国スポ」という。）における警備・消防防災業務の実施について、必要な事項を定める。

2 実施期間

警備・消防防災業務の実施期間は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認める国スポ開催前および開催期間中とする。

3 実施場所

警備・消防防災業務の実施場所は、国スポ競技会場、練習会場、駐車場、案内所およびその他必要とされる場所（以下「競技会場等」という。）とする。

4 実施体制

(1) 国スポ開催前

市実行委員会は、関係機関・関係団体（守山市で開催する競技の競技団体、施設の管理者、国スポ開催のために市実行委員会が委託した業務の受託者等およびその他実行委員会が必要と認める者。以下同じ。）との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) 国スポ開催期間中

警備・消防防災業務の担当を国スポ競技会場本部内に配置し、警備・消防防災業務を競技会場等において、必要に応じて実施する。

5 警備業務

(1) 基本的事項

ア 競技会場等における雑踏事故、車両（自転車を含む。）事故、その他の事故および事件の防止を重点とした適切な対策を講じる。

イ 国スポ開催期間中は、関係機関・関係団体の協力を得て、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

(2) 業務内容

ア 国スポ開催前

- (7) 競技会場等における警備体制の確立に関する事。
- (イ) 実地踏査の実施に関する事。
- (ウ) 通信連絡体制の確立に関する事。
- (エ) 施設・構造物の安全対策の推進に関する事。
- (オ) 警備員等の確保および事前教育ならびに訓練に関する事。
- (カ) 関係機関・関係団体との連絡協力体制の確立に関する事。
- (キ) その他必要な警備業務に関する事。

イ 国スポ開催期間中

- (7) 雑踏事故およびその他の事件・事故の防止に関する事。
- (イ) 競技会場等および必要と認める箇所での交通誘導警備に関する事。
- (ウ) 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者および一般観覧者の競技会場等での誘導ならびに混雑防止の措置に関する事。
- (エ) 競技会場等および周辺における犯罪の予防に関する事。
- (オ) 競技会場等における避難通路の確保に関する事。
- (カ) 迷子、遺失物等への対応に関する事。
- (キ) 入退場者管理に関する事。
- (ク) 不審者および不審物の発見と適切な対応に関する事。
- (ケ) 競技会場等への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関する事。
- (コ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害する者への対応に関する事。
- (サ) 通信手段の確保および運用に関する事。
- (シ) その他必要な警備業務に関する事。

6 消防防災業務

(1) 基本的事項

- ア 消防法等関係法令を遵守し、競技会場等の消防防災に取り組む。
- イ 守山市地域防災計画（昭和 39 年 4 月策定）および各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。
- ウ 競技会場等の火災、その他の災害予防および災害発生時における情報伝達、避難誘導および救急救助に関する対策を講じる。
- エ 国スポ開催期間中の火災およびその他の災害の未然防止ならびに災害発生時の被害の軽減を図るため、防火、防災に対する意識の向上を図る。

(2) 業務内容

ア 国スポ開催前

- (7) 競技会場等における消防防災体制の確立に関する事。
- (イ) 競技会場等における消防用設備、水利等の点検整備に関する事。
- (ウ) 消防防災意識の高揚および啓発活動の推進に関する事。
- (エ) 競技会場等での避難訓練に関する事。

(オ) 競技会場等の予防検査（避難経路の点検および防火安全対策の指導）に関するすること。

(カ) その他必要な消防防災業務に関するすること。

イ 国スポ開催期間中

(ア) 競技会場等における火災等の予防、警戒および鎮圧に関するすること。

(イ) 競技会場等の救急救助に関するすること。

(ウ) 競技会場等における避難経路の確保ならびに火災およびその他の災害発生時における避難誘導に関するすること。

(エ) 気象情報ならびに火災およびその他災害情報の収集と伝達に関するすること。

(オ) その他必要な消防防災業務に関するすること。

7 大規模災害・突発重大事案に係る諸対策

国スポの開催前および開催期間中において、大規模災害または突発重大事案が発生し、守山市災害対策本部が設置された場合は、守山市地域防災計画に基づき対応する。

8 広域配宿に係る警備・消防防災業務

広域配宿に係る警備・消防防災業務については、関係機関・関係団体および宿泊地市町と調整し、実施するものとする。

9 その他

(1) この要項に定めるもののほか、警備・消防防災業務に関して必要な事項は別に定める。

(2) 甲賀市会場において開催するサッカー競技における警備・消防防災業務については、甲賀市と別途協議の上、必要に応じて別に定める。

(3) 競技別リハーサル大会における警備・消防防災業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和6年9月6日から施行する。

委任専決第9号

専決処分書

わたSHIGA 輝く国スポ守山市食品衛生対策要項の制定について、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会則（令和5年）第10条第1項に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和6年9月6日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
会長 森 中 高 史



わた SHIGA 輝く国スポ守山市食品衛生対策要項を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 6 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 会長 森 中 高 史



わたSHIGA 輝く国スポ守山市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市宿泊・医事・衛生基本計画（令和5年5月15日制定）」に基づき、わたSHIGA輝く国スポ（以下「国スポ」という。）における食品衛生対策について、必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・関係団体（守山市で開催する競技の競技団体、国スポ開催のために市実行委員会が委託した業務の受託者等およびその他実行委員会が必要と認める者。以下同じ。）の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に関する知識の普及および意識の啓発

食品に起因する衛生上の危害を防止するため、県、県実行委員会、関係機関・関係団体の協力を得て、選手、監督、大会役員、視察員、報道員その他の関係者および一般観覧者（以下「参加者等」という。）が利用する宿舎および食品提供施設等に対し、より一層の食品衛生に関する正しい知識の普及および意識の啓発を図る。

(2) 監視・指導の実施

保健所等と連携・協力し、食品提供施設等に対する監視・指導を強化し、施設整備促進および食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(3) 自主的な衛生管理活動の促進

県、県実行委員会、関係機関・関係団体の協力を得て、参加者等が利用する宿舎および食品提供施設等を対象に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第67条に基づく食品衛生推進員等と連携し、自主的な衛生管理活動の促進を図る。

(4) 食中毒発生時の措置

参加者等に食中毒患者が発生した場合には、所轄保健所と連携し、指示を受けて、事故の拡大防止に努める。

(5) 緊急連絡体制の整備

参加者等に食中毒患者が発生した場合に備え、関係機関・関係団体が迅速に対応できるように、緊急時の連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和6年9月6日から施行する。

委任専決第10号

専決処分書

わたSHIGA輝く国スポ守山市遺失物・拾得物取扱要項の制定について、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会則（令和5年）第10条第1項に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和6年9月6日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
会長 森 中 高 史



わた SHIGA 輝く国スポ守山市遺失物・拾得物取扱要項を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 6 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 会長 森 中 高 史



わた SHIGA 輝く国スポ守山市遺失物・拾得物取扱要項

1 趣旨

この要項は、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「国スポ」という。）において、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が占有する国スポ競技会場、練習会場、駐車場、案内所およびその他必要とされる場所（以下「競技会場等」という。）で、遺失物および拾得物の届出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 取扱い

- (1) 遺失物および拾得物の届出先は、各国スポ競技会場に設置する実施本部が運営する案内所とし、受付案内係が取扱業務および一時保管を行うものとする。
- (2) 受付案内係は、その日の業務終了までに遺失者が判明しない場合は、国スポ競技会場の会場総務係へ引き継ぐものとする。
- (3) 会場総務係は、引き継いだ拾得物を盗難・紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所で保管する。ただし、貴重品については、速やかに市実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (4) 国スポ競技会終了後の遺失物および拾得物の取扱いは、市実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 受付案内係は、拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（別記様式第 1 号）に必要事項等を記入のうえ、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（別記様式第 2 号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（別記様式第 3 号）に記入し、拾得物に拾得物個票（別記様式第 4 号）を貼付して一時保管する。
- (2) 受付案内係は、遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（別記様式第 5 号）の提出を受け、遺失者に対し、遺失物届出書（控え）（別記様式第 6 号）を交付するとともに、遺失物一覧簿（別記様式第 7 号）に必要事項を記入のうえ、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がない場合は、遺失者に対し、遺失物届出書の届出番号を伝えるとともに、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還および拾得者への通知

- (1) 受付案内係は、遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人

であることを確認するとともに、遺失物受領書（別記様式第8号）を作成し、署名を受け、拾得者が報労金の請求権利を主張している場合、報労金の支払い義務について（別記様式第9号）を発行する。

(2) 受付案内係は、遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（別記様式第10号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、可能であれば遺失者に電話等で確認のうえ、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。

(3) 拾得者が有権の場合もしくは拾得物返還通知書（別記様式第11号または別記様式第12号）の発行を希望した場合は、市実行委員会が作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎおよび警察署への提出等

(1) 会場総務係は、国スポ競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を市実行委員会に引き継ぐ。

(2) 市実行委員会は、会場総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書（別記様式第13号）を添えて所轄警察署に引き継ぐ。

(3) 市実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、申出者に所轄警察署に引き継いだ旨を伝えるとともに、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における遺失物および拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和6年9月14日から施行する。

委任専決第 11 号

専決処分書

わた SHIGA 輝く国スポ守山市環境衛生対策要項の制定について、わた SHIGA 輝く国
スポ・障スポ守山市実行委員会会則（令和 5 年）第 10 条第 1 項に基づき、別紙のとおり
専決処分する。

令和 6 年 9 月 6 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 会長 森 中 高 史



わたSHIGA輝く国スポ守山市環境衛生対策要項を次のように制定する。

令和6年9月6日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 会長 森 中 高 史



わたSHIGA輝く国スポ守山市環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市宿泊・医事・衛生基本計画（令和5年5月15日制定）」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「国スポ」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・関係団体（守山市で開催する競技の競技団体、施設の管理者、国スポ開催のために市実行委員会が委託した業務の受託者等およびその他市実行委員会が必要と認める者。以下同じ。）の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関・関係団体と連携し、市民、国スポ参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

関係機関・関係団体と連携し、国スポ競技会場、練習会場、駐車場、案内所およびその他必要とされる場所（以下「競技会場等」という。）の衛生管理体制を確立し、清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

関係機関・関係団体と連携し、競技会場等および宿舍の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等の不法投棄防止に向けた啓発に努める。

(4) 宿舍の衛生対策

関係機関・関係団体と連携し、宿舍の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舍およびその周辺の環境衛生を保持するよう指導に努める。

(5) 廃棄物の処理

競技会場等における廃棄物の発生抑制および分別収集を徹底し、可能な限り、リユースおよびリサイクルを行う。また、リサイクルできない廃棄物については、適正に処理を行う。

(6) 受動喫煙防止対策

必要に応じて競技会場等に喫煙所を設置するとともに、受動喫煙防止対策に努める。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和6年9月14日から施行する。

委任専決第12号

専決処分書

わたSHIGA輝く国スポ守山市支給物品等配布要項の制定について、わたSHIGA輝く国
スポ・障スポ守山市実行委員会会則（令和5年）第10条第1項に基づき、別紙のとおり
専決処分する。

令和6年9月6日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
会長 森 中 高 史



わた SHIGA 輝く国スポ守山市支給物品等配布要項を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 6 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 会長 森 中 高 史



わたSHIGA輝く国スポ守山市支給物品等配布要項

1 趣旨

この要項は、わたSHIGA 輝く国スポ（以下「国スポ」という。）において、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が行う諸物品および案内資料等（以下「支給物品等」という。）の配布について、必要な事項を定める。

2 配布対象者

支給物品等の配布対象者は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 選手、監督および出場チーム関係者
- (2) 大会役員および来賓
- (3) 競技役員
- (4) 競技会役員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技補助員
- (7) 競技会補助員
- (8) 視察員および報道員
- (9) その他市実行委員会が必要と認める者

3 支給物品等

支給物品等の品目は、大会資料、識別用品等とし、それぞれの細目および配布対象者ごとの内訳は、別に定める。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における支給物品等の配布についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和 6 年 9 月 14 日から施行する。

委任専決第13号

専決処分書

わたSHIGA輝く国スポ守山市案内所・休憩所設置要項の制定について、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会則（令和5年）第10条第1項に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和6年9月6日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
会長 森 中 高 史



わたSHIGA輝く国スポ守山市案内所・休憩所設置要項を次のように制定する。

令和6年9月6日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 会長 森 中 高 史



わたSHIGA輝く国スポ守山市案内所・休憩所設置要項

1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市歓迎・おもてなし基本計画（令和5年5月15日制定）」に基づき、わたSHIGA輝く国スポ（以下「国スポ」という。）に参加する選手、監督、大会役員、視察員、報道員その他の関係者および一般観覧者（以下「参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所および憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置ならびに運営に関して必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所および受付案内所とする。

3 設置場所

受付案内所および休憩所は、各国スポ競技会場に設置し、総合案内所はJR守山駅付近に設置する。ただし、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、必要に応じてこれを変更することができる。

4 設置期間

受付案内所および休憩所の設置期間は各国スポ競技会の開催期間とし、総合案内所の設置期間は設置場所の施設管理者等と協議の上、定める。ただし、市実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

5 開設時間

受付案内所および休憩所の開設時間は、原則として開会行事または競技開始の1時間前から競技終了または閉会行事終了後30分までとし、総合案内所の開設時間は、設置場所の施設管理者等と協議の上、定める。ただし、市実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

6 業務内容

(1) 総合案内所・受付案内所

- ア 大会参加者等の案内に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊および観光・物産等の案内に関すること。
- エ 遺失物・拾得物の対応に関すること。

オ 迷子の取扱いに関する事。

カ その他各種案内に関する事。

(2) 休憩所

ア 大会参加者等が休憩する場および相互に交流を図る場の提供

イ その他休憩所の運営に関する事。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における案内所および休憩所の設置についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和6年9月14日から施行する。